

札幌市子ども・子育て支援法施行条例等の一部を改正する条例案
令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市子ども・子育て支援法施行条例等の一部を改正する条例
(札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第 1 条 札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成 26 年条例第 48 号）の
一部を次のように改正する。

第 27 条を次のように改める。

第 27 条 削除

(札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正)

第 2 条 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例
(平成 26 年条例第 50 号) の一部を次のように改正する。

(1) 第 9 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の学校、
社会福祉施設等の設備を兼ねる場合であって、その行う保育に支障がな
い場合は、この限りでない。

(2) 第 11 条第 6 項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

7 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しな
い。ただし、他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる場合であって、
その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(3) 第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

(4) 附則に次の 1 条を加える。

(職員の員数に関する特例)

第 6 条 第 11 条第 3 項の表備考 1 に定める者については、当分の間、1

人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

（札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第3条 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第8条に次の1項を加える。

- 3 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- (2) 第11条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

- (8) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うこと。

- (3) 附則に次の1項を加える。

(職員の資格の基準に関する特例)

- 6 第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第4条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

(1) 第8条に次の1項を加える。

- 9 指定児童発達支援事業者は、保育所（法第39条に規定する保育所をいう。第54条第2項及び第138条の26において同じ。）若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に入園している児童（以下「入所児童等」という。）と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。

(2) 第9条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、指定児童発達支援事業者は、入所児童等と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。

(3) 第43条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第43条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第43条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(4) 第49条を次のように改める。

第49条 削除

(5) 第54条第2項中「(平成18年法律第77号)」を削る。

(6) 第57条の3に次の1項を加える。

3 基準該当児童発達支援事業者は、入所児童等と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。

(7) 第59条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、指定医療型児童発達支援事業者は、入所児童等と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。

(8) 第120条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第120条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第120条の3 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を

運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

(9) 第 1 2 6 条を次のように改める。

第 1 2 6 条 削除

(10) 第 1 3 8 条の 5 の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 1 3 8 条の 5 の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車運行する場合の所在の確認)

第 1 3 8 条の 5 の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(11) 第 1 3 8 条の 1 1 の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第138条の11の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(12) 第138条の12第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施する」に改める。

(13) 第138条の25第5項中「第138条の27第1項」の次に「、第138条の27の3第2項」を加える。

(14) 第138条の27の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第138条の27の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等に

ついて周知しなければならない。

- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第138条の27の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(15) 第138条の30中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

(16) 第138条の33第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(17) 第143条第1項中「第149条の2」を「第149条の3」に、「及び同条第2項」を「、第149条の2及び第150条第2項」に改める。

(18) 第143条の2の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第143条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活

その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所の設置者及び児童発達支援センターの長は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第143条の4 児童福祉施設の職員は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所の設置者及び児童発達支援センターの長は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、当該保育所又は児童発達支援センターの職員にこれを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わせなければならない。

(19)第146条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(20)第149条を次のように改める。

第149条 削除

(21)第149条の2の見出しを削り、同条を第149条の3とし、第149条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第149条の2 児童福祉施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(22)第150条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

(23)第216条に次の1項を加える。

10 福祉型児童発達支援センターの長は、入所児童等と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。

(24)第221条に次の1項を加える。

2 医療型児童発達支援センターの長は、入所児童等と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員を入所児童等の保育に併せて従事させることができる。

(25)附則第6条第4項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第2条中札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第14条の改正規定並びに第4条中札幌市児童福祉法施行条例第49条、第126条及び第149条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第11条第8号の規定は、子どもの送迎を目的とした自動車を日常的に運行する認定こども園について、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、適用しない。この場合において、当該認定こども園の設置者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わせなければならない。

第3条 第4条の規定による改正後の札幌市児童福祉法施行条例（以下「新児童福祉法施行条例」という。）第43条の3第2項の規定は、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者について、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、適用しない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

第4条 新児童福祉法施行条例第138条の27の3第2項の規定は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等につ

いて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、適用しない。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

第5条 新児童福祉法施行条例第143条の4第2項の規定は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターについて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、適用しない。この場合において、これらの保育所の設置者及び児童発達支援センターの長は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わせなければならない。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第6条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新児童福祉法施行条例第43条の2、第120条の2、第138条の5の2及び第143条の3（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（理 由）

認定こども園等の設備、運営等に関する基準を定める厚生労働省令等の一部改正に伴い、本市における当該基準を改めるため、本案を提出する。